

昭和三十六年九月三十日招集

第三回市議會議例會之議錄

館山市議会第三回定例会の議録

昭和三十六年九月招集

一九月三〇日(土曜日)

一現在議員三名及びその氏名次の通り

- | | | | | | | | |
|----|---|----|-----|----|---|----|-----|
| 一 | 番 | 山本 | 昇 | 二 | 番 | 石井 | 孝 |
| 三 | 番 | 三沢 | 節 | 四 | 番 | 小林 | 寅之助 |
| 五 | 番 | 江田 | 徳太郎 | 六 | 番 | 鈴木 | 考太郎 |
| 九 | 番 | 吉田 | 勇右郎 | 一〇 | 番 | 佐野 | 信 |
| 一一 | 番 | 川名 | 勇吉 | 一二 | 番 | 嶋 | 貫壮作 |
| 一三 | 番 | 安波 | 徳順 | 一四 | 番 | 法木 | 副郎 |
| 一五 | 番 | 嶋 | 田 | 一六 | 番 | 遠山 | ヨネ子 |
| 一七 | 番 | 志村 | 信作 | 一八 | 番 | 安西 | 政治 |
| 一九 | 番 | 田中 | 忠藏 | 二〇 | 番 | 北山 | 茂雄 |
| 二一 | 番 | 後藤 | ゆき | 二二 | 番 | 田中 | 禄郎 |

二三番 吉田辰雄 二四番 飯田義男

二五番 脇田順一 二六番 岩崎静敬

二七番 鈴木市藏 二八番 加藤良太郎

二九番 荻生田七郎 三〇番 長谷川光江

三一番 田村喜兵衛 三二番 鈴木考

三三番 山口幸三 三四番 松本藤太郎

三五番 黒川佐太郎 三六番 山口康

一 議 事 日 程

第一 報告第九号 昭和三六年度七月例月検査報告

・ 第一号 八月

・ 第二号 九月

・ 第三号 監査報告について

・ 第一号

第二 議案第一号 公平委員会委員選任について

第三 議案第八二号 教育委員会の委員選任について

第四

第七〇号 資金前渡りのすじののできる経費について

第七一号 前金私下りのすじののできる経費について

第五 第七二号 東用自動車の購置のについて

第六 第七三号 可撤動力ホンプ積載用小型四輪自動車購入について

第七 第七四号 市有建物の去却について

第八 第七五号 館山市職員給与条例の一部改正する条例の制定について

第九 第七六号 定数

第一〇 第七七号 館山市有財産条例の一部改正する条例の制定について

第一一 第七八号 館山市財政事情の作成及び公表に関する条例の制定について

第一二 第七九号 議会の議決又は住民への徴投票に付すべき財産營造物に関する

条例の制定について

第一三 議案第八〇号 館山市契約に関する条例の制定について

第一四 第八三号 昭和六年度特別会計休養施設に入支出追加予算

第一五 議案第八四号 昭和六年年度特別會計國民健康保險入支出追加予算

第一六 第八五号 昭和六年年度一般會計入支出追加更正予算

第一七 第八九号 館山市議會委員令条例の一部を改正する条例の制定について

第一八 伝染病隔離病舎組合議會議員の選挙

第一九 議案第六号 土地の購入について

第二〇 第七号 館山市公営住宅新設工事請負契約の締結について

第二一 第八号 東用自動車、購入について

一 法律百三十一条による出席説明員

市長 田村利男

助役 小出武男

収入役 定戸貴

総務課長 山口実

秘書課長 山谷潤和

税務第二課長 多田俊一

衛生課長 羽山 房雄

建設課長 新井 重助

市民課長 利田 正男

農務課長 吉田 耕一

保險課長 神作 啓次郎

稅務第一課長 高木 啓三

厚生課長 伊藤 幸太郎

福社事務所長 長谷川 成岩

企画室長 谷貝 茂生

選管書記長 大島 重義

消防署長 安藤 龜吉

教育長 工藤 和子

庶務課長 鶴岡 貞覺

監査委員 川上 栄

一本議会の事務局長書記および職員

事務局長 高梨清一

書記 太田博雄

同 兵藤恭一

取 員 山口晴之

一出席議員三三名

一欠席議員一名

一 一 香川名房吉

一本日の会議に付いた事件

議事日程に同じ

干前一〇時開会

議長(鴻貫壮作君)本日出席議員数ニ九名ニ以テ第一回市議會

定例会下開会いたります。

この際御報告申し上げます。私はこのたびは全国市議会議長会
会長、指名によりまして全国市議会議長会の国会対策委員
に選任されたのであります。この御推挙でありますので
御辞退もとうかと思ふ。このたびは引受けることに
なりました。承るところでは大変大役であり、その役目
が重くあります。何とかおこなふべく、よく考へてお
ります。以上御報告申し上げます（拍手）

本定例会の議案説明のため、田村市長、小出助役、兒戸収入役、
山口課長、山谷課長、多田課長、礒山課長、新井課長、利田課
長、吉田課長、神作課長、高木課長、伊藤課長、長谷川所長、
谷貝室長、大嶋書記長、安藤署長、工藤教育長、鶴沢課長、
川上監査委員、以上の出席を求め、この報告いたします。

会議録署名議員の決定へ行きます。

本定例会の議録署名議員は一五番議員嶋田繁君、三番議員

員鈴木孝君以上両君を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議ございません」と呼ぶ者あり)

議長(嶋貫壮作君)御異議ございませんと認めます。

よって決定いたします。

会期の決定を行います。本定例会の会期については議会運

営協議会の意見は本日一日といたうこととあります。

おはりのいたします。会期は本日一日と定めさせていただきます。

御異議ございませんか。

(「異議ございません」と呼ぶ者あり)

議長(嶋貫壮作君)御異議ございませんと認めます。

よって会期は一日と決定いたします。

本日、議事は右手元に配付の日程表により上程いたします。
また市長、提案理由の説明を求めます。

(市長 田村利男 君 登壇)

○市長(田村利男君)本日上程の議案は議案第ヤロ号から
ハ一号までの一九議案とミ茅村との伝染病隔離病舎設置の点
について、本月二十六日付で果知事の認可がございまして、
この、組合議会の議員となるべきものとして、本議会から六名
選挙していただくというわけでございまして、

議案については概略申し上げます。また人事関係で本日
限り任期満了とござりまする委員が教育委員会と公平委
員会にそれぞれ一名ずつありますので、その後任者の選任
について議会の同意を求めます。次に、^会計画の支拂い方法
については、資金の前渡及び前金払いの方法によること
を望みます。経費については議決していただく件、次に

乗用自動車、売却につきまして現在使用中のプリンス
カロリア下六十八万で千葉プリンス株式会社へ売却別途
予算下計として新車下更新するというものでございま
す。次に小型消防自動車一台下購入する件であります。
これは本年度当初予算で決定されております予算の範
囲内で新車下購入しようとするものでござります。次に
市有建物の売却につきまして同庁舎一括して売却処分
しようとするものであります。次に職員給与条例と定
数条例の一部を改正するものであります。給与条例の方
は旭山荘では食事給与としておこなうのでござります。こ
れは現金給与に切り替えるわけにはいかないということであ
ります。市は職員から食費下徴収するという方法にかえ
ることにいたしております。定数条例の改正は機構の一部改
正のほかは職員、自然増や臨時職員、定数化勧告等

の事情のう市長部局職員下若干増加するため改正で
あります。次に市有財産条例の一部改正につきまして
財産のみ規定である現行条例に営造物の設置と管理
に關する一般的規定^{追加}を加へて名稱を財産營造
物条例と改正いたす。この条例一本で地方自治法第
二一条第一項の規定に適合する条例として具備させてい
こうとする改正であります。次に財政事情の作成及び
公表に關する条例の制定につきまして現行条例で多
りますと公表期日の関係から決算の公表が非常に遅
れるという点とこの外に条例の条文の整備をいたし
部分改定をいたす。これら^の点に改正しようとするもので
あります。さらに議会の議決または住民の一般投票に付す
べき一般營造物に關する条例 入札に關する条例の制定
であります。これは現在条例規定はあるのであります。

なる難点が非常に多いこと、法律の改正などの関係で
 改正する点が生じてきて、際々これらの点の整備
 すると、むしろわかりやすくみやすい条例とするために
 二本を分離して、よりマウに契約の議決関係につま
 ずいて従来の金額下約倍額程度に改正しようとするも
 のであります。次に追加予算は一般会計のほか、鳩山荘
 と国民健康保険会計の三会計についてであります。鳩
 山荘は前年度繰越金下財政といつて、よりより経営費
 下六十八万七千二百円の追加であります。国保会計
 におきましては事業勘定部、事務的の経費下六十
 五万三百円追加にして、よりより財政は前年度繰越金
 下も、よりよりであります。

一般会計の追加額は千五百五十万四千三百六十円、この
 結果累計は内億二千二百四万六千五百五十円となり、

のでござります。おもなものといたしましては社会
労働費約五百三万 産業経済費約四百十六万円 市役
所費約百五十三万円 賦産費約百三十七万円 で歳入分
は国及び県支出金約三百十万円 賦産収入八百二十五万
円 寄付金六十五万円 で残額約一千万円は前年度繰越
金下も、て流用いたす者までおります。

次の土地の購入費ににつきましてには現在市民住宅の形で使用
してあります市有建物、敷地六一四坪三合下百三十万で
買入のようとするものでござります。次に公営住宅新設

工事請負契約の締結につきましてには第一種下二戸第
二種下二戸延二〇坪の新設下金八百六十五万円で契
約してまいとうものでござります。次に乗用自動車の

購入につきましてはプリンスカロリアの一九六三年型下
金百三十三万円で千葉プリンス株式会社購入

石城のていふにす。なほ細い点につきまじりては各課長よりいさませるつもりでござりますのでよろしく御参議のほどお願い申しあげます。

議長(鴻貫壮作君)日務第一報告第九号乃至第一三号 監査報告を一括して上程いたします。

(書記 胡 鏡)

報告第九号 昭和三六年度七月例月検査報告

報告第十号 昭和三六年度八月例月検査報告

報告第十一号 昭和三六年度九月例月検査報告

報告第十二号 監査報告について

報告第十三号 監査報告について

(監査委員川上 栄君登壇)

監査委員(川上 栄君)報告第九号について御説明申しあげます。去る七月十四日に実施いたしました七月例月検査の結果で

ご存じです。詳細につきましてはお手元の報告書の通り
であります。その大要を申し上げますと六月中の市税
の収入は九百二十三万八千円でありまして収入の累計
額は四千三十一万四千円とございまして納期の到来分の収
入割合は六三・七％であります。前年同期と比較しますと
三・七％上昇してある次第でございます。市税の収入未済
額は九千九百九十六万六千円でありまして納期の未済未
分は八千二百三十四万三千元と納期前の納付額は三百三十一万
一千元であります。正味の滞納額は二千二百三十四万四千円と
なります。このうちには前年度の繰越分が千二百五十七万
八千円が含まれております。
夫を面でありまして二千九百五十万四千円でありまして六千
三百六十六万一千円とございまして予算額の一五％を支出
しております。特別会計につきましては省費をさせていたま

ます

報告第一〇号去る八月一四日実施の事による臨時の納税調査の結果を御報告申しを致します

六月中のおもひの収入は市税におよびて固定資産税七百五十

四万三千円 市民税が二百二十六万七千円 その他三百二十

二万七千円でありました収入累計額は五千四百四十三万

二千円とりました納期の到来についての収入歩合は六〇・

二%とりました前年同期と比較の差は三%と五・九%上

昇してあります 市税の未収入額九千七百七十七千円

のありました納期の未列未分五千八百五十七千円と納

期前納付のもの百八十六万四千円でありました正味の滞

納額は三千三十六万千円とりました このうちには前

年度繰越し滞納分が千二百二十一万九千円含まれてお

ります

天お面は二千十九万でありまして累計額は八千三百八十
五万円 予算額、ニ、以下天おしてあります

特別会計につましては有累させたいであります

報告第一号九月一三日実施にしまして九月例月検査
の結果でございますが八月中、市税のおもな収入は市民

税四百四十四万二千円 固定資産税千七十九万六千円、

たは、消費税三百二十八万九千円その他七十万六千円で

ありまして収入累計額は七千二百六十八万六千円 あり

ます、納期列来についての収入歩合は七六、五％とになり

まして前年と比較いたりますと五、一％上昇してあります

す、市税の収入未済額は七千五百万二千円でありまして

て納期の未列来のも、五千五百七十六万七千円と納期

前納付額は百三十三万三千円ありましてので正味の滞納

額は二千百五十六万七千円となりまして、このうち

は前年度の滞納繰越し分が千九百九十五万二千円含まれております。前年同期に比較いたしますと五、一% 滞納が減少してある次第でございます。

税外支入四百九十五万六千円。そのおもなものは国庫支出金二百四十万一千円。その他二百五十五万五千円となっております。

支出面は二千五百九十七万三千円でありまして累計額は一億九百八十二万五千円。予算額に七、七%下支出しております。そのおもなものは下申しと高崎湊港の維持負担金五十万、錦山改良工事負担金百万円。

一中の増築工事契約金として三百七十五万円、百六十万円、館山^高杖々^高の渡米視察百万円、バキュームカー

の購入費百五万、公債償還元金八十一万四千円、利子が百五十一万ととなっております。

特別会計は省費をさせていたります。

報告第一号八月一日実施の結果として公益債の形
和三五年度、出納その他監査の結果、御報告申上げら
ます。 詳細は、つぎの通りであります。

すば貸付下見ますと昭和三五年度は二百六十四万三百円
でありまして前年と比較して一七名の減少してま
ります。これは経済事情の好転に伴い、利用度の減少
したものと認めます。 収入支出の状況下見ますと収入

が五十六万九千五百四円、支出は百三十五万二千九百九
十七円で差引三十六万二千六百九十三円、換言してお
ります。 貸付金の三四年度以前の回収未済金は四十
一万二千五百九十円でありましてその内訳を申しあげま
すと三五年度は四八件、三万九千六百五十円、三三年度は
一〇二件、七万七千七百七十一円、三四年度は一九九件、三十万

千二十月とび、ております。この引取品も教へ年放置
 の状態にあるための特々ゴの製品、雨ガッパ、家具等は甚
 だしく損傷、一々ものがあり、一々、流し物、処分につ
 いては処分台帳に登録、一々、一々、一々、一々、明確にす
 べし、下一括処分する、一々、明確、下欠、一々、一々、一々、
 報告第一号は去る八月三日実施、一々、一々、一々、
 療所の昭和三五年年度の出納その他の面、一々、一々、一々、
 監査の結果報告でござい、一々、一々、一々、一々、
 お手元の報告書の通りであり、一々、一々、一々、一々、
 上、一々、一々、一々、一々、一々、一々、一々、一々、
 月であり、一々、一々、一々、一々、一々、一々、一々、
 してあります。

支出面は三百二十四万四千三百六十月であり、一々、一々、
 引、一々、一々、一々、一々、一々、一々、一々、一々、

す。収入未済額四十四万二千五百九十二円ありまして
三四年年度以前の未収金は二十七万二千二十五円となつ
てあります。これはほとんど請求しても放置の状態
にあります。現金管理について申しとげますと診療
所窓口で徴収する現金下出納員が手まかせ金庫に
数日向放置しておくことは現金管理上保全下欠くも
のと認めました。以上下もって報告を終ります。

○三菱山本 昇一君(公益質屋の監査の向題に因連いたります)
て「石尋ねたい」と思いますが公益質屋の利用
度がすめめて少くなつた。これは経済情勢の好転に
伴うものである。かようにお考えのように報告され
ておりますがなるほど経済事情が好転してまいります。
ローマから巷間よくところによりますといわゆる漢業
の不振という面からいまして、須草がなくなつて利

用でまないというのと下私どもしばしば聞いておるので
 あります。本當にそうであるとするれば、これはまた考
 えていかなければならぬ。かように考へます。こうい
 点につまづいてきるとは、この利用度の減ったとい
 うことは、監査委員の御報告の通り、経済情勢の好転に伴
 ってこれが減ったのであるが、あるいは先ほど申しま
 したようにないわけもある。賃草が少なくて利用したくても
 できぬのだという切実な問題からきておるのか、その
 点どういふふうにお考へになつておられるか、それが一つ
 マウにこれに因連して、そしてこの問題につまづいて
 は、夫の議會でもある議員から賃向があり、そしてこの
 賃屋の利用時間でござります。が、これ下考慮して、ま
 したところ、効率が少なくなつたというのと下私ども聞いて
 てるのでござります。賃屋下利用する層といひ、ま

すか、そうして人々の気持下考えますと、昼間堂々と
いくところは少ないのではないかと、夕方人目下しの人でもい
くということがあるか、かように考えます。そういう時間
の点も午前中やらびくてもいい、から午後からやら、夕
方まで時間下延長する考えは正しいか、こういう質問
があつたと承つてお返しますが、そうしてなことがとられて
あるかどうか、お伺いしたい。

厚生課長(伊藤幸太郎君)お答之申上ります。

御質問の第一点でございますが、減つてあるというこ
は私も考えております。しかし、反面今御質問にも
ございまして、非常な不況なために、という点につまじ
ても具体的な問題として認めており、~~減つ~~、そういう状
況でございまして、この解決の問題につまじましては、第
二点につまじめるわけでございますが、時間、延長に伴つて

そういふに肉題の解決の一助にしていいということは考えてお
ります。すばやけり勤務時間等の制約ということも考えま
す。さらには各公益質屋、連合会のような機関もござい
ますのでそれらの機関にミニ関係の市に対してしては向
いへないのでございしますが、実態としてあるようないないよう
な状況でございします。でありますので正式に実態して
あるにいいけれども状況に依りてはというふうな面もある
ようございします。のでそれらの点につまりても十分
考えて参りたい。このふうふうに考えてあります。

○一 番(山本 昇 君)とございします。課長さんの御答弁では私ども
ちよつと納得できないうのですが、もちろん勤務時間その
他の規定につきましては関係があらうと思ひますが、庶
民階級の金融機関ということは多分に社会政策の
一つとして取上げられていふ肉題でありますので、

るから課長さんもお認めのようになつて困つてゐる。利用
度が大分減つてゐる。その打南策として私は時間の
点で考へていふと、いふならばそのうちにも解消す
るのではないかと、思ひます。そこで政府は生きてい
るという建前からいふと、して得るならば、そのこと
下々とえ規定がさうであつても、市民大衆のた
めであるといふことであつて、なつては、夕方少しでも延ば
して、いふと、いふ。今後十分お考へ願ひ、して市民
のいふゆる金融機関の本末、目的のためにお考へ下
さいます。よろしく切にお願ひ申しをいたします。

一六番(遠山ヨネ子君) 豊彦診療所で監査報告に収入未
済についてといふところ、雑収入が多いとあるのを、すか
せれば、どういふことであつて、それかう最近
ないといふのは、どういふところが、未済がなくなつて、すか

。保険課長(神作) 谷次郎 君 豊彦 診療所の収入未済について

御質問のようでご存じです。要するに診療下なす、て

いろいろ家庭の御都合で窓口払い下してお帰りにする

なま、このいうことが負担金の未納ということと

なるわけですが、これについては私共はできるだけ

窓口払い下していただく。現金払い下していただくよ

うにお進めしてあります。都合でお持ちにならぬので

ということで黙認してあります。一かしまらぬので

黙認するといふことはやはり運営上まづいので

お気づかぬうない程度にこの徴収方法を請じてお

るような次第をご存じます。できるだけ未済を少なく

するようになりております。いろいろ事情のため

こうして年々幾分の未済がご存じます。

最近なま、このいうことは私共はそういうよう

気持ちでござるだけ徴収成績と上ぶるといふことが
一つ、なほ豊房の区長さん方がこの徴収に非常に
協力してくれていられるのでござります。一年々未収
金が少くなつたという結果になつております。

議長嶋貫杜作君 脳査報告以上で仰了承願いたします。
日程第二議案第一号「議題と」であります。

(書記 朗読)

議案第一号 公平委員会委員選任について

市長(田村利男君) 公平委員会、委員選任でござります。が
前委員で小原愈吉君が九月三十日まで任期満了にござります。
して解任されるわけでありまして、小原愈吉君は元安
赤中學校出身、中央大学の法科下でござります。非常に
濃厚篤実で公平委員として最も適任と思われ、ますの
でさらさら四年間小原君下選任いたす。このうわけ

でございましてので御了承のほどお願ひ申してござります

議長鳩貫杜作君(議案第八号討論有界原案通り決定いた
しますに御懇議ありませんか)

(「異議ナシ」と呼び有あり)

議長(鳩貫杜作君)御懇議ナシと認めます

よ、で決定されまゝです

議長(鳩貫杜作君)日程第三議案第八号下上程いたします

(議案第八号) 議案第八号 と呼ば有あり)

議案第八号 教育委員会の委員選任について

市長(田村利男君)教育委員会委員について小柴深吾君下

推薦申してございといふわけでございますが小柴深吾

君は大正一〇年三月安房中学下卒業 大正一一年四月

官立東京外國語学校支那語科下卒業後樺太庁

の投入課長などを経て、その後満州拓殖公社に
入社各地の出張所長、また本社に係長などを経て
ありました。うち、現職へは、終戦下赤松の内地に引上
り、後は旧国府村川田四五番地に住居してあります。
昭和三年九月、館山市に住居、結婚と申しますと引上
揚がる最中、奥さんと子供下全部なくしてしまつた。
一人で帰らなければならぬといふ非常に苦勞な事、
方ではあります。現在、倉戸原八八九番地に住居、三年
館山市農業委員会委員に当選、三年四月、館山市亀
ノ原区長に当選、三年九月、安房土地改良区の理事に
就任して今日に至る。現在、農業に従事してあります。
私、下級生でございます。先、非華として、み々小柴君は
人格、職員とも、今月まで、館山市にその名は知られており
ます。人、那古船形方面から一人おいらといふことで船形

神作君のあ下 御古地已から求め下して小柴君下推薦
いさゝかわけでございすのでよろしく御奉議願のあい
と思のあいます。

議長(鴻貫壮作君)本業下討論省畧原案通り決定いさゝか
すのあこと御奉議願のあいませんか。

(「御奉議願のあい」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壮作君)御奉議願のあいと認めます。
よ、て決定されすこと。

議長(鴻貫壮作君)日程第四議案第七〇号 第七一号下一括上程い
さゝか

(書日記 胡説)

議案第七〇号 資金前渡下すことのできる全費について
議案第七一号 前金払下すことのできる全費について

総務課長(山口 実君)議案第70号並びに71号について即

説明申上げます

議案第70号は資金前渡といつて郵便切手購入
費 健康保険で扱つております助産費 葬祭費下
前渡いで扱おうとするものであります

71号は前金払いといつてして保険料 日本放送協会
に對して天払い受信料 それから打切り振費 これ下前金
払いでお願いしようとするものであります

自治法の一五三条にいうに資金前渡 前金払い
この処置を下する場合に市会の議決を得る、
定みあるのでございます、この御許可によりまして扱

法的に違反せず事務的に非常な都合であるのでこの際
この点をお願いしようとするものでございます

議長(鴻貫壮作君)議案第70号討論省原案通り可決

「まさしく御懇議ありませんか」

(原議「〜」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壯作君)御懇議「〜」と認めます、

よって両案は原案通り決定いたす。

議長(鴻貫壯作君)日程第五議案第七号下工程「〜」ます。

(書目 朗 読)

議案第七号 乗用自動車売却について

・總務課長山口 実君 議案第七号について御説明申し上げます。

ます。

この売却しようとする自動車はプリンスカローリア

一九六〇年型 この自動車購入の当時皆さん、御意見

では同産車、新車下買、一ヶ月後、その後処分す

るのが適当だと、こういふ御意見下承、たつてござります。

す 今回、特期的には一年半経過してありまして、
すむと三万キロも使用してあり、今後修繕料がかなり
とは必然でございまして、この際六十八万円でグロリア
下処分しようとするものでございまして、

議長(鴻貫壮作君)議案第七三号討論省原案通り決定して
ますこと、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壮作君)御異議なしと認めます。

よ、本案は原案通り決定してよろしい。

議長(鴻貫壮作君)続いて日程第六議案第七三号下上程してよろしい。

(書記朗読)

議案第七三号、可搬動力ポンプ積載用小型四輪自動車への購入について
。総務課長山口 実君(議案第七三号)について御説明申し上げます。

こゝに購入しようとする車は西岬の第一四分団見物地先
で積載用の車にかえようとするものでございませう。
現在一四分団の車は約三〇年前、非常に古いものでありま
す。緊急出動の場合などに事故が多くてほとんど使用
に不十分な状態であるので本年当初予算で御許可下
いマツます。予算額下もらうてこのマツガB一五
〇〇ト反野モーターより隨意契約により購入しよう
とするものでございませう。マツガB一五〇〇はすでに市場には
でていない新しい車でございまして六〇馬力積載量
一トンの耐久力構造等この車が最適と思ひまして購入
しようとするものでございませう。

議長（鴻貫壮作君）議案第ヤ三号討論省界乗来通り可決いた
します。こゝに御異議ございませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり）

議長(鴻貫壮作)君御異議ございと認めます。

よって本案は原案通り決定いたす。

議長(鴻貫壮作)君既いて日程第七議案第七四号下上程いたす。

(書目 記 朗 読)

議案第七四号 市有建物へ売却について

除務課長(山口 実)君議案第七四号について説明申しに入ります。

この掲げまゝの建物は旧市庁舎でございします。

昨年四月新庁舎に移転してその後旧庁舎は下市の

建物に利用できるか考えておつたのでございしますが何

う利用価値がないので現在に至つたのが現状であります。

たゞく本年度より建設にかゝる消防庁舎の建物の敷

地の予定地となる関係上とウしても、此の建物の建物下地

分り分ければ、さうないといふことには至つたのであります。

つぎまゝにして市民一般に入札告知する關係に九月の市
広報によつてまゝに入札告知するにまゝにして入札に參加
して方は三名に、掲げられたる物産株式会社取締役
役社長渡辺桃羊 正木の犬野行一 長須賀の太田木工
の太田留吉三人でございましてこの三者で競争入札とい
はるゝまゝ第一回は低かゝるでもう一回入札をお願い
して、でございまして皆さんがもうこれ以上でございとい
い、て最高額の人と隨意契約の形でも、て話し合つても
ういゝい、という隙に、至つたのでございまして、それから
最高の人と話し合うことになり、たのでございまして二日間の
猶予を与えて、いゝい、といふこととで別れたのでござい
まして、その後二日間、猶予下として、でまた値段が、に、掲
がてありまして五十万一千円でありまして、これ下もらして
て最初は競争入札でございまして、が隨意契約の形として

リマシマセ分下と、このご意見をします。以上であります。

議長(鴻貫壮作君)議案第七四号討論省署原案通り可決いた

しましすに御異議ございませんか。

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壮作君)御異議ナシと認めます。

よ、て同案は原案通り決定いたしましす。

議長(鴻貫壮作君) 日程第八議案第七五号下二程 御異議ナシと認めます。

(書記朗読)

議案第七五号 館山市職員給与条例の一部を改正する条例の初

定について

。秘書課長(山谷潤昶君)議案第七五号について御説明申し上げます。

今回改正しようとしてます給与条例中の第一三条 第二項 第一

一、二号は市の方の特殊勤務手当、休養施設国民宿舎に

従事している者、特殊勤務手当でござりまするに従来は支配人は三千円、その他の職員は千円下支給してある、たのでござりまするが食費は現物給与してある、たのでござりまするがこれは所得税法では現物給与とするのはおもしろくない、さう市の監査委員の方から御注意がありまして、たのでその後収入役を中心にして、たので関係者で研究いたして、たので結果大体食事費として毎月職員から二千円程度のもので市に納入させるということにござりまする、たのでその二千円下納入させるために個人の負担が大まかにござりまする、たのでそれに見合うだけの特殊勤務手当を増額しよう、たのでござりまする、たので税金等も考慮いたして、たのでおの二千三百円ずつ増加しよう、たのでござりまする、たので

議長 鴻貫壮作君 議案第七五号 討論者 畠山 可決いたすことと御座る議にござりまするか。

(二) 里議サーと呼ぶ者あり

議長(鴻貫壯作君)御里議サーと認めます

よ、て同業は余未通り決定ハサーサーハ

議長(鴻貫壯作君)読ハて日程第九議案第七六号下上程ハサー

ます

(一) 書記 朗 読)

議案第七六号 館山市職員定数条例の一部ヲ改正する条例ハ制定

ハつハて

秘書課長(山谷潤初君)議案第七六号ハつハて御説明申一エゲます

今回館山市ハ職員定数条例の一部ヲ改正しようとする議案で

ハつハてますハ従来館山市ハ定数条例ハ市長事務部ハ

ハつハてますハ合併當時ハ三三七名その後三二七名ハ減員ハ

三二七名ハ三三三名四月二一七名ハ減員ハつハて

その間採用しないのでい、職場は採用せずにお臨時にやれるものは臨時職員下採用してどうか今までやってみていのでいいます。が今回機構の一部で改正してと企画室等の機構改正。それと臨時職員、常勤的職員そのうちの一部で定数化しようとの果、勅告がありまして、そので七名下二四〇名にしようとするものでいいます。合併後新しく増と、まふりますのは運転手の一〇名 国民年金係、七名 企画室、四名 保健婦、一名 便丁、一名 国民宿舎の九名 土木係、三名 合計三十七名 新しくふえたものでいいます。それからうち臨時で補充してふります。のべ現在四三名あります。そのうち長期臨時とみるか、れる四〇名のうち三三名下今度定数化しようとするものでいいます。よろしくお頼い申してふります。

○議長 鴻貫 此作君 議案第七六号 討論 省界 提案 通り 可決い

たし、ついに御座議ありませんか

(「御座議」)と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫杜作君)御座議と認めます

よ、同業は原案通り決定します

暫時休憩いたします

午前一時一五分休憩

午前二時三五分再開

議長(鴻貫杜作君)休憩前に引続き会議再開します

目録第一〇議案第七七号下上程いたします

(書記 胡 説)

議案第七七号 館山市有財産条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長山口 実君(提案理由)下申しをいたします

館山市有財産条例には營造物の設置及び管理に関する一般規定がなから、そのでございすすが今回この部分下追加訂正によりまして地方自治法第三十一条一項の規定に適合するものによりましてするものでございす。

地方自治法第三十一条一項の規定下申しとすすと、普通地方公共団体は法律またはこれに基く政令に特別の定めがあるもの下除くほか財産の取得、管理及び処分並に營造物の設置及び管理に関する事項は条例でこれ下定められることとす。この規定は、市有財産条例に營造物下す。従いまして今までの市有財産条例に營造物下加えるのでございす。内容に入りすすと館山市有財産及び營造物条例でございす。四条、二項は營造物の取得に關係する事項下申しとす。このでございす。次に六条の二でございすすがこれは營造物の管理に

ついてはそれ／＼条例規定で定めるといふことをごさるい
ます。次に管造物下処分した場合をごさるいします。
このに掲げてある方法でもって告示しなければならな
い。このように条例下付け加えて改正しようとするもので
ござります。

二番(山本 昇 君)一、お尋ねでございますが今の説明により
ますと地方自治法によつてミウいうふうな規定下しなけれ
ばならぬいふが、あのような御説明でござりますますがこれは
最近でまた規定であるかどうか、古くからあるかとす
れば館山市はミウいうもの下やるのはどういふためであ
らうか。

ミウ一つは管造物は公共の用に供するものといふことに
ござります。館山市のミウの条例に基く管造物として
具体的にどのようなるものがあるか、その点お伺いいたし

ます。

・総務課長山口 実君) 當時作られた館山市有財産条例でございまして、これは昭和三十一年条例第六号で制定してあります。その後改正によりまして、財産条例に更に營造物関係も規定して条例設置するようになった。定められたのでございまして、当時この本法は昭和二十七年法律第三〇文号によりまして自治法が改正されたのでございまして、財産の取得管理及び營造物の設置、これが昭和二十七年の法律で定められたのでございまして、市は三十一年の市有財産条例ができております。營造物の点も忘れられておらず、こういうふうな解釈してあります。

それらの營造物関係は公共団体の特定、目的に供せらるる人的物的施設の合一体系下、物的要素と人的要素

業が有機的な体系を形成して住民に益を及ぼす所有権、対象にすべし。賦産と異なる。一、本管造物というものは建物、そういうもの、下合んだ施設、こういうもの、下管造物といふ、をいります。館山市といふ、をいります。学校、道路、公営企業、こういうもの、下をいります。一、養(山本 昇君) そういいますと昭和二十七年にすでに自治法によつて、そういうもの、下作らなければならぬ、という規定がなされておつた。館山市におきましては管造物の規定はしてはなかつたので、今回、西女と認めて作る。こういうわけでおこないますね。最近、こういうもの、下作れ、ということではないのですね。

・総務課長(山口 実君) そうです。

・一、養(山本 昇君) それから管造物の解釈ですが、法律的、というところ、あり、ますが、具体的、というところ、

のは管造物であるということ下は、
マア、
教えていた

・除務課長(山口 実君) 学校 道路 公益賃屋 と場 図書館

そのい、
そのい、

・三五番(里川 佐太郎君) 第四条の二の「義務」は負担下伴
う寄付とありすが、これは当然のこととで自治法でま
められておるので、今までは、
た、

・除務課長(山和 実君) 管造物に対する条例は、
十、

・三五番(里川 佐太郎君) とんは建築物でも市有の全部は
管造物とみて、
管造物とみて、

・除務課長(山口 実君) ものに人的物的のうい、
みま、
みま、

・一七番(志村 信作君) 管造物に対する法的解釈下説明され

たようですが人的と物的の両方の面からなっているよう
です。道路の管造物とみずすなうは橋梁も当然み
なされるべきものと思ひますがいかになものごころい
ていようか

総務課長(山口 実君)一応九号議案によりて御了承願
います。

一七番(志村信作君)七九号議案には道路はごころいませんが
総務課長(山口 実君)普通、道路ではなく公園とかに含ま
れてあるとかさういういりゆる構成された一つのもの下
まーているものであります。

一七番(山口 実君)今課長さんの説明でわかりました。
一般の道路を含まれないのは当然ごころいすすが橋梁
の方はいかにごころいすす。

助役(小笠野男君)橋梁道路のごころいすすが一般概念か

ら申しますと營造物というのはいえなしいと思ひますが、その辺のは、マリーに解釈はちよつといふかぬますが、普通通いぬかといひます。その根拠はつまつてはもつたうたうた強うていへます。

ニ七番(志村信作君)「いまの解釈通りだと思つております。一般の橋梁道路は營造物ではないと思つております。一般の橋梁も營造物ではないと解釈しております。

三三番(黒川佐太郎君)「今の点は一つよく研究していかうたい。私は特定の人作業をするというふうなもの、下營造物というのであつて道路とか公衆が勝手に使えるようなものは營造物とはいへぬ。こゝろ解釈します。その点よく研究していかうたい。

議長(鴻貫壮作君)「議案第七号討論省畧、原案通り決定。いさゝか申すに御異議ございませぬか。」

(「夏」議カ〜)と呼ぶ者あり

議長(嶋貫壯作君)御恩議カ〜と認めます

よ〜同業は原案通り決定カ〜

休憩カ〜

午前一時五五分休憩

午後一時一五分再

議長(嶋貫壯作君)後干の出席議員教三口名休憩前に引続々会議

下開カ〜

日程第一一議案第七八号下上程カ〜

(書記朗読)

議案第七八号 館山市財政事情の作成及び公表に関する条例の制定に

ついて

総務課長山口 実君議案第々八号のつぎつぎに提案理由を申す

エ申す

現行条例の規定では決算の公表が非常に遅れるために年一回の公表期日を変更するとともに規定内容を整備するため従前の条例を廃止しようとするものであります

内容に入りまして第一条の目的でありますがいまは前回の条例にもございましてこの中に地方自治法第244条第一項の規定でございまして法律の内容を参考にして

エがまずとして普通地方公共団体の長は条例の定めるところにより毎年二回以上予算の使用の状況 収入の状況並びに財政公債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項を説明する文書を作成しこれを住民に公表しなければならぬという地方自治法に財政事情を公表するものと義務づけられておるのであります

次に第三條は今回の期日の変更でございまして従来は五年五月一日と十一月一日と規定してあったのでござい
ますが今日五月三十一日及び十一月三〇日と改めようとする
ものでございります。

次に掲載事項でございります。今までの条例の五月一日公表の内容は前年度一〇月一日より三月三十一日下五月一日に公表したのでございります。第二回目の公表といつて
十一月一日は四月一日より九月三〇日までの状況を報告したのでございります。今回の改正はよりましてこの五月三十一日に作成する財政事情でございります。これによつて過去には五月一日であつたものが五月三十一日と一ヶ月関係上前年度の決算状況が五月三十一日には、よりするのて決算報告するに非常によい。さういうことになつてゆつてございります。
第四條は公表の方法でございります。付則でございります。

今までの財政事情の公表に因する条例を廃止しようとするものでござります。

・三四番(松本藤太郎君)財政事情報告ですがこれ下見ますと公表の方は市の公報にこれによつて掲載する。解釈するものであります。もとよりそうだとするならば前金事情報告下見たのです。何が非常に見がえがしない。普通の公報下見るとどうな感じのしなない。要するに財政事情に對して市民としての意欲が一つもでてこない。私にできることなら希望として申し上げるのです。財政事情下見るとどうな普通発行している公報とは違つた色彩下見るとやつてもういい。このように考へるのですがその点のいひなものです。

・総務課長(山口貞君)さういふの御要望でござります。すなわち各市に對してはこの公表を印刷りの公報によりまして

公表してあるようではございません。本市は最近二回
のじふいすすが図表によります。公表してあります。近
く将来においてはき市も色刷りの何かにして市民の目
下にくらぶ方向にもなっていくかと思っております。

・三四番(松本藤太郎君) 今おしやるようにすぐやっていますけれども結構な人で、条例の第四條をみると市の広報でやる
というから広報でやるにしてももうケ―目ばえのするも
うでやっています。このように希望してわけです。

・総務課長(山口実君) 至急やるように努めます。

・議長(鴻貫壮作君) 議案第六八号討論省畧原案通り可決いたし
ます。ことに御稟議のいませんか。

(「稟議」と呼ぶ者あり)

・議長(鴻貫壮作君) 御稟議と認めます。

よって同案は原案通り決定いたします。

議案、館山市契約に因する条例は、一つの条例に合さず、お、そのでございませう。こ、以下表題、よ、うに、賦課、管造物に因する条例、下、除、き、一、の、で、ご、ざ、い、ま、す。

第一、条、目、的、こ、れ、は、地、方、自、治、法、第、二、一、三、条、一、項、の、規、定、下、申、一、エ、ル、ハ、の、で、ご、ざ、い、ま、す。参、考、ま、で、に、自、治、法、第、二、一、三、条、一、項、の、規、定、下、申、一、エ、ル、マ、す。一、普、通、地、方、公、共、団、体、は、法、律、ま、た、は、こ、れ、に、基、く、政、令、に、特、別、の、定、め、あ、る、も、の、下、除、く、外、賦、課、の、取、得、管、理、及、び、処、分、並、び、に、管、造、物、の、設、置、及、び、管、理、に、因、す、る、事、項、は、条、例、で、こ、れ、下、定、め、ら、れ、ら、れ、な、う、な、い、こ、の、点、下、に、こ、の、ネ、ー、ト、の、わ、け、で、ご、ざ、い、ま、す。

第二、条、け、地、方、自、治、法、第、九、六、条、一、項、七、号、の、規、定、の、賦、課、の、取、得、ま、た、は、処、分、及、び、管、造、物、の、設、置、ま、た、は、処、分、で、こ、れ、ら、の、も、の、が、議、会、の、議、決、に、經、り、ら、れ、ら、れ、い、け、ら、れ、と、こ、の、に、揚、子、の、わ、け、で、ご、ざ、い、ま、す。が、九、六、条、第、七、号、の、規、定、は、一、条、例、で、定、め、る、重、要、な、

財産、取得又は処分及び營造物、設置又は処分すること
でござりまする。これらについては事件議決として議決を要
する。こういう規定でござりまする。

三 条 四 条 は 従 前 の 条 例 の まゝ で ござ り ます 。 今 高 し た
関係上、に掲げられたものでござりまする。

一 番 (山 本 早 君) 課 長 の 説 明 で 一 応 了 解 いた すが、
お尋ねいたします。

第 二 条 で 地 方 自 治 法 第 九 六 条 第 一 項 第 七 号 で 議 会 の 議
決 上 登 記 せ れ ば な ら ざ い と い う の は 基 本 だ ろ う と 思 っ
て すが、一區画四〇〇坪以上の土地、それとその他市長が
重要と認めるものというのがあります。それについて
具体的にどういうものがあるかお尋ねしたい。

それと一區画四〇〇坪という基本的な線が、あるという
ことと、前提として、第四条の一區画四〇〇坪以上の

土地というところが規定されてきてそれについては出席議員の三分の二以上の賛成でなければならぬ。一区画二〇〇坪というところが規定されておるところにもって四〇〇坪以上というところは矛盾というものが感じられますがこれに対する解釈を両方と見せたい。

総務課長山口 史君一區画二〇〇坪以上の土地一畝これらのものは財産の処分でございます。次に四条の一區画四〇〇坪以上の土地でございますがこれは独占的利益を下与えるように処分しようというものです。次に市長の重要と認められる具体的事件でございますが一つの事件で利害関係が相反する、こういう場合に可能かどうかという場合でございますかと思っております。

議長(鴻貴) 本議案第七九号討論有畧 原案通り可決いたす。了す。御異議ございませんか。

(「野議」)と呼ぶ者あり

議長(鴻貫壯作君)御野議と認めます。

よ、て同業は案案通り決定いたす。

議長(鴻貫壯作君)日程第一三議案第八〇号を上程いたします。

(書記 胡 詠)

議案第八〇号 館山市契約に關する条例について

・熊野探長山口 実君 議案第八〇号について御説明申上げます。

従来、館山市の契約条例には、ミウ、ミ、一目瞭然の処置の

で、ま、よう、な、方、判、が、条、例、に、と、う、い、て、い、じ、か、の、で、ご、ま、い

ます。 それと合せて、第五條の普通議決に關する類

ひ、ご、ま、い、ま、す。 これも、類、下、従、来、の、条、例、は、昭、和、二、九、年、に

で、ま、な、条、例、で、ご、ま、い、ま、す。 経、済、事、情、も、相、當、変、り、な、り、財

政、事、情、も、変、り、な、り、関、係、上、一、応、過、去、の、倍、額、程、度、の、額、が、適、當

と思ひまゝにて、に掲げたる次第でござります。

次の特別議決に因する契約も同様従来、頗る信頼に近いもの下にて、提案の次に次第でござります。

内容に入りまゝにて第一条目的といつて重要な財産の契約の場合に議会の議決を要するに依り、このことと相うた、てあるわけにござります。

第二條は一般競争入札の原則下にて、明確にたるものです。第三條は指名競争に付する限度額でござります。このうもの下明確にたるもの、でござります。

二項も特別の措置下にて、このうた、でござります。第四條は随意契約による限度額でござります。

第七條でござります。このうた、は今までやっておた、のです。われ、事務屋でもこのうた、は、より条例に表わして、このうた、と議会の議決前は仮契約と議決し

たあとは本契約とこうは、きりするわけです、

第八条は入札制限額でございす、 とうい、た点下ミ、

に銘記したのでございす、

付則で「この条例施行、際すでに契約、成ましたものに、つ

いては、お従前の例による」すでに契約されたもの、措置

下ミ、かうな、なものでございす、

○ニ九条(萩生田七郎君) ちよ、と伺います、この契約に因する条

例であります、すなわち、物価の上昇につれて倍位に上、た

という理屈はわかります、入札の制限額で、す、その

パーセントは従来と変わりありませんか、それとも多

少の変更があるか、か、どうか

、総務課長山口 実君 従来と同じでございす、

○ニ九条(萩生田七郎君) 御当り下信頼、こ、ういうもの下、あま

かせするわけであり、す、が、従来しばらく、あり、す、た、じ

とく、いわゆる議決前に實際に種下決定してしまつて契約が成立してあるという例がある。再三の注意によつて、そういうことになり、と思ひます。以下嚴重に遂行していただきますといふこと下希望いたします。

○總務課長(山口 実君)契約の成立についてはそのように努めていきたいと思います。

○三五重川佐太郎君 第四条の二です。臨時急施を要するものと、この二つがあり、すが、これと専決処分との関係下御説明願ひたい。

○總務課長(山口 実君)専決処分とは關係なく急施を要する場合に、特々うな、この二つあります。

○三五重川佐太郎君 専決処分はもちろ人緊急を要する場合です。もし専決処分であつたならば、あとで議会の同意を経なければならぬ。この場合は同意を経なくして

むい、のてしよ、 議会と一マはあ、ろ専決処分でや、てもうい
ない、

。松野課長(山口 実 君)専決処分やり、てもいれゆる普通
議決に要する契約 それから特別議決に要する契約
こ、れらの關係するものが生じた場合に、こ、れは直ちに議
会、の議決を経る、いれゆる、この類に達しないものは議
決、の、一、ようがないと思、います、

。三 五 重 黒川 佐太郎 君 それでは輕易なもの、この金額にある
もの以内という、こ、こ、の場合、は了承してよろ、う、こ、こ、
います、か、

。松野課長(山口 実 君)その通りです、

。一 重 山本 昇 君 地方自治体バ、こ、う、一、マ、の、下、契約する
あるいは処分する、という、と、マ、一、マ、の、議会の決議が必要だ
という趣旨が、いれゆる、市民の納めた税金下使う、つ、

市民の代表である議会の承認が必要だという観点から
このいふものは決定される。この解釈してよりするがそ
れはつまずいて今度市当局が一挙として倍額程度のも
のを、それ以上のもの下議会の協賛が必要だかように
決定されるようではないか——その点については
——と、私ども考へさせられる点もあるのではないかと
思います。そこで、お尋ねしたいのですが、今度このこと
をやると先ほど課長さんの御説明にあったように、経済事情の変更
ということが、最大唯一のことであって、市独自の見解でこの
——のもの、新しく決定したのである。あるいはさうでなくとも、
要するに、県下の各市でもこのように、やっておるのだというこ
とで、各市ともこのいふ、一線をやるといふこととやらのか、とち
うであるか、それか一つ
それか、うまうま第五条の表の中へ、いろいろ規定されてありま

議長(鴻貫壮作君)議案第八号討論有畧原案通り可決いたす
ますに御異議ございませんか

(「異議ござい」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壮作君)御異議ございと認めます

よゝゝ同業は原案通り決定いたす

休憩いたす

午後二時。分休憩

午後二時。分再開

議長(鴻貫壮作君)休憩前に引続々議下開きます

日程第一四議案第八号

(書目 訃 詞 読)

議案第八号 昭和三六年度特別会計休養施設入支出追加予算

商工水産課長(羽山)房雄君議案第八三号について御説明申上げます。

才社のうち今回経営費におまして六十八万七千二百円の追加

にお頼いられるわけでございます。内訳といつて

費におまして不足分として一カ月計といつて

次に取戻手当におまして特殊勤務手当。これは賄費

に具合う先ほど議決したように特殊勤務手当三人

分へ一ヶ月二十三百円の七ヶ月分四万八千三百円下計といつて

また賃金におまして八万五百円の追加は同様に

賄費に具合う賃金増額下お頼いするわけです。一人当

り二千三百円。七ヶ月分五人分下計といつて。臨時

雇い五人分の賃金追加分下お頼いられるわけです。

次に消耗品費におましてスリッパその他一般の消耗器

材費として二十万九千円計といつて。燃料費にお

まして二十四万九千四百円。これは当初に賦課の関係で

更積りいづるに、将来不足とおもわれり分る計より、わけておさいます。通信運搬費のうち、電話料は、当初七千円、更だも、一月きり、大体一万三千円、使用する、理法で、おさいます。で、五ヶ月分不足、いづる、より、一、五、三、千、円、の、五、ヶ月、分、六、万、五、千、円、お、頼、い、づ、る、より、修、繕、費、に、お、い、て、三、万、円、は、障、子、の、張、替、そ、の、他、備、品、等、の、修、繕、料、に、お、い、ま、す、補、償、金、及、び、補、填、金、に、お、い、ま、す、新、し、い、節、に、お、い、ま、す、五、千、円、計、い、づ、る、より、宿、泊、客、の、靴、そ、の、他、盗、難、等、に、お、い、ま、す、場、合、の、補、填、金、に、お、い、ま、す、こ、う、い、う、こ、と、に、計、し、お、い、ま、す、わ、け、て、お、い、ま、す、才、出、の、合、計、六、十、八、万、七、千、二、百、円、に、お、い、ま、す、戦、源、と、い、づ、る、より、て、歳、入、に、お、い、ま、す、一、て、本、年、度、第、二、回、目、の、繰、越、し、五、十、七、万、五、千、二、百、円、繰、越、し、合、計、百、四、十、三、万、八、千、六、十、円、に、お、い、ま、す、そ、の、他、の、雑、收、入、に、お、い、ま、す、一、て、取、員、の、賄、費、の、徴、收、金、と、い、

ろーろーて一人二千円。割合で八人分セノ月分十二万二千
円下計エッろーろー。合計六十八万七千二百円、よろ
しく御暮様とお頼いっろーます。

○一七番(志村信作君)今回、追加予算はこれからの経費ですが、あ
るいは今まで全費が足りなか、今下含んでおるのですが、

○高工水産課長(羽山彦雄君)今度の不足分下見込んでございまして、

○一七番(志村信作君)鳩山君の追加予算は昨年も大分追加した
のでございまして、昨年も足りなくて借金していろ

いろ品物下買、たという状態でありまして、今度の方よ
うと、まあわけですが、あるいは残っているのですが、

または幾分の借金してあるのでもございまして、あと七月
分みるということになると半年分以上の予算下今組む
ということはどういうわけか、お答え頼いっろーと思ひます。

○高工水産課長(羽山彦雄君)当初予算におまして、宿泊その

他の収入売上は昨年、実績の一一・%みて予算下組
人だのでございませぬ。その一一%の範囲におさまるす
べての聖費下りの予定でありまして、今回第一回
目の追加として第一回は繰越金八十六万二千八百余円下算
一回の追加の賦課にいたして必要聖費下りして、
残る現在まで、後に繰越分の残り分下、今回計上したわけ
でございませぬ。従いまして繰越しはこれですべて終ること
にございませぬ。

○七番(志村信作君) そういって、昨年と昨年は百七十万円利子と
え金で返してございませぬ。昨年の繰越しが八十六万二千
八百六十円ございませぬ。昨年の利益はこれです、というこ
とにございませぬ。

○商工水産課長(羽山彦雄君) 昨年度の決算は終つてございませぬが
一六次算前に繰越し下生じて、これですべて賦課に充てられ

けです

議長(鴻貫壮作君)議案第一三三号討論省署原案通り可決いたす
ますに御異議ございませぬか

(異議ございと呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壮作君)御異議ございと認めます
よ、同案は原案通り決定いたす

議長(鴻貫壮作君)日程第一五議案第八四号の上程いたす

(書 記 朗 読)

議案第八四号 昭和三六年度特別会計国民健康保険支入支出追加予算

。保険課長(神作啓次郎君)支出より御説明いたす

。役所費で三十八万九千五百円お頼いいたす。内訳は

九節、賃金二万二千円、これ今回国民自保険に限り

していろいろ事務機構と同時に今まで使っておいた被

保険者台帳と給付台帳が古くなりまして非常に使用に耐
えられない状況でございます。まして今回これ下契機に新しいものに
変えようと思っております。臨時用人約延べ人口程度下計エ
ス。これわけでございます。一、節消費品費二万五千円
これは文具費、一万円と法規追録その他下含めたのでござ
います。印刷製本費の十二万九千五百円は先ほど申
しあげました給付台帳、用紙と被保険者台帳の印刷
用紙の二千万円と事業の概況書督促状その他印刷
刷代もいろいろ計入してわけでございます。備品費
の二十一万三千円これも同じくこれに必要で給付台帳あ
るいは被保険者台帳のパソコン等。それ下入れる書庫三
個分下お納めいたします。諸天出金で二十六万八千円
これは千葉県国民健康保険団体連合会安房支部への
負担金でございます。以上文出六十五万三千円お納め

一 下のわけでござります。これらの賦課は才入にござい

ます。前年度の繰越し金下充ぎにございと思ひます。

・三四番(飯田義男君)二十六万八百日の負担金のことなす

が国保の団体安房支部というのはどうなつておつて大休

負担金下追加でござります。しかも多額にござりますというものが

どうして必要だ、とか各町村の負担区分というものも

御説明願ひます。

○保険課長(神作格次郎君)安房支部の負担金は特別に今回お

願ひし下のわけでござります。これは要するに県下連合

会には各支部下設四直してあるのござります。この支部

に対して安房郡の齒科医師会が七月の総辞退下契機

に国民健康保険法の一四条に入歯下やるのには同意し

得なければいけないという法文があるわけでござります。

そこで三五年度はこの補つ下やるのには保険者の同意

下得て実施下さいとのわけでございますが今回この法文によつて医師会は一筆やられたわけでもありません面下減額してやらないうちの同意下より消してくれということと下安房医師会が申しでたわけでございます。あやうなわけでこの同意下得て補つて下実施するにその研究費として安房支部に百万円何と心配してもらいたい。こういう結果に今日下、そのわけでございます。その間にはいろいろ私スル使前通り三五年度に同意下得て一つお願ひしたい。ということは再三足下運んだわけでございますがどうしても法文の盲点があるのをごこの同意を^{授け}たい、そうして自由診療をやっても構はない。こういうことになつてわけです。それについて安房郡の町村長さんとも皆保険の今日下、つて齒科医師会がそれ下返とするというところは非常に被保険者に^{迷惑}のあつることであらうし、あるいはまた

国庫の補助の対象にも相当の支障があるのをやむを得ず
同意を得ようという事で安房郡の町村長としては同
意を得てやる。その同意のために協力して欲しい。同
じうことでは市としても郡である。に館山市がやうない
という事はきめてまいりてまいり結果である。被保険者に迷

惑をわけてはいかぬかうという事で同じ歩調で進みたい
という事で今回これをお頼りしてあげたいです。

二四番(飯田義男君)ちよつと説明がわかりにくか、たのですか
団体に對して二十六万ですのだけれども實際にこの金
は歯科医師会に寄付のような形で行うという事になん
ですか。

保険課長(神作啓次郎君)その通りでございます。

二四番(飯田義男君)そうしますと歯科医師会はこれと返上
するためにこの金ももらいたいという結果になるのですか

・保険課長神作啓次郎君　ぐず、不ということは適きであるかど
うのめりませ人が同意下得なければならぬため研究
費としてお頼いしたい。これは補てつ下やるのは全国
でもこの法文によつて齒科医師会がそうしたこと下被保
険者に對して誇り合下申ててゐるところがあるのが果
自体としては補てつ下莫校しろということ下勧めておりな
れう事實向題には一四條の法に盲点をあるため、これ
に對しては何ともいえない、こういうことで一応お頼いし
たわけをいふります。

三・四番（飯田義男君）大体様子は何なり了つたが法の盲点とい
う向題も、これはいろいろな關係でござないと思つてゐるが
、この法は改正をする運動をしておりますか、
ないしは改正が行われる人でしようか、それかマれないと
すうすうは来年も南来年もこのう状態を続けるので

はさいかという懸念もあるのですが、その点が一つ、しのも御説明によればこの金下齒科医師会にやれば一応今まで一般の受診者はやっていけるのだ、こういうことではあります。

保険課長(神作啓次郎君) 第一点の法の旨点は全国の保険課長会議で数回にわたりまた全国の議会寄りとしても問題としてとり上げておられしもちろん市町村会でも問題にしておられ、一日も早くこの法の改正をすべしと云うことでは陳情中ではございます。

第二点は今回協力金下ぞいてくれ、但し今後は全般的に同意の形で齒科補てつはできる、こういう話になります。

三四番(飯田義男君) わりま、この運動をしてほしい、はるそうです、が少くとも来年の予算編成期までには

見通しはつまきようか

・保険課長(神作荅次郎君) 来年度の予算のことも先般全国の
市町村 全国予算縮成同盟会という会下東京都の砂防
会館でやりとりしたがこれは当然法の盲点ですわうすみ
やのんということ下お願ひしてお聞きですが厚生省当局と
して果して三々年度のうちこれが削除できるかどうかとい
うことは私申しのねますすが一日も早く削除下つていただ
いふ運動下起してあります

・三四番(飯田義男君) 昨年度は来年度の予算はもうこの
さいようにお尋ねあり難いまいと思ひます

・二五番(鳩田繁君) ちよくとお聞かすまいのですが齒科医の方
は月々の治療は何でもなく補つてあげられむうかうぬかう
補つてあげられ同意下いはいというふうなことでござい
ます

○深険課長神作啓次郎君　こゝには補てつべ大半でございます。

二五番奥田 策君　それでは変なやり方ですけれどもし

如入者の利益下者まきりて万やむを得ないと思ひますか

もちろん法の改正の重点下置いてや、てもらわなくては

いりません。もし法の果年度も改正のなぬというよ

うな場合にはまたこういう手下も、てまどうですか。

また食いとめなことかまますか

○深険課長神作啓次郎君　今年度限りと解釈してよろしいと

思ひます。

○三五番(里)川佐太郎君　今の肉題ですけれども医師会の方には

どういふふうにしてやるのか百万 頭割りでやるのか件

数に依りてやるのか

○深険課長(神作)啓次郎君　こゝには百万という金額に對して

て専務郡の市町村と市の被険者の総額を割りますか

被保険者一人きりにしてそれ以外各市町村とも接分いたす

了

三五番(豊)川佐太郎君)百万円のもつ下どう接分するのという問題

のす 医者の方

市善(日村利男君)齒科医師会の方に一本にあげたわけです

個別に分ける、でよく研究費に使って、でさうでいふます

議長(鴻貴壮作君)議案第八四号討論省界原案通り決定いたす

了すこと御懇議のふいませんか

(議長了しと呼びかけあり)

議長(鴻貴壮作君)御懇議了しと認めます

よ、て同業は原案通り決定いたす

議長(鴻貴壮作君)日程第一六議案第八五号下工程いたす

(書記 朝 読)

サでございませう。諸費といつて十万円お頼い
る。―― 研修費、負担金としてして三万円お頼い
ます。―― 当初予算で事務研修費として二万五
千円計上して、今年に税法の改正、こういふ
点が多々ございまして、すでに事務研修費を全部使
果してしまつて、ごんど更にも三万円計上して、
諸費としてして委託料七万円お頼い、――
これは女子職員、厚生費として一人百円、
十人分、計と
いふ。――

三款消防費といつて十万円お頼い、――
需用費の消耗品費に一万九千五百円、――
これは消防法
の改正によつて、今回市内の五〇人以上の従業員を要
する、あつては五〇名以上人間の集まる場所には防火管理
者下定めなくしてはならぬ、――
こういふ法律がござるので

これらの法律は非常に難解のために一応テキストを購入
入りました。教育下のようなとするものでございます。

次に三節の負担金補助及び交付金二万三千五百円
は全園都市消防長会議に加入して、肉保で計と
してのでございます。三項の消防団費で七万七千円

各分団の車輛の車検また緊急出動によつて生じた車
の破損の修繕、修理するたため、現在、予算
残額下みて不足額を見込みとして一六計をいたして

建設課長新井重助君四款土木費について柳説明申しエウます。
道路橋の不費におきまして九万七千五百円追加お願ひ
するのですが、これは布良、黙考を免れ、了つた代金で

布良の道路工事で長三七メートルの工事請負費でござ
います。河川港湾費におきまして三三節の負担金
補助及び交付金で三十一万、追加これは船形澳港の旧港の

いうふうなことで三戸増設するにしろ、次等でもよい
ます。その去年は二坪五合でもよいとして二種は八
坪五合、し、し今年度から二種は九坪五合にふえ、
そのでまた最近の値より増設費用の予算を少なく
り、そので、その工事請負費といつて、二百四
十万円、追加でもよいです。これは工事請負費の
ほか、井戸とかガス施設、そういうものを入れたら二
百四十万円、合計千四十万円とになります。
施設費用は、二十一万、追加でもよいですが、これは国
有地の昨年より五割強の値より、坪千二百円の範囲
内というところでよいとして、その計、そので、
需用費は、そので、臨時用人の必要が、そので、
その二千円減縮、そので、旅費に、そので、現在
までの実績からみ、そので、一万五千円程度減、そので、差し

つめをないといふ目録もつてまいるので減額いたして
た。その手数料でござりまする建設に必要の手教科
材の分はござりまする。負担金は公営住宅の協議会が千葉にござ
りまする。それの年間、会費でござりまする。

。庶務課長(穂久貴覚君)教育委員に於て御説明申し上げます。
今日、追加額が二百二十五万五千七百円でござりまするが
委員会議におきまして給料が十五万円お願ひして
これは年度当初におきまして臨時で雇っておりました
た二等建築士の大工と本雇の工員を雇うたため委員
目録とでござりまする。賃金も五万円更正してござりまする。
小学校費におきまして五十九万九千六百円追加でござ
りまする。職員給諸手金は神戸小学校洲の宮分校の
便で図書館の方で任用替へしてござりまする。その費用
も図書館にも、ま参りしてござりまする。

需用費に於て三十七万三百円の追加を認め、
すべ八月の市でし尿汲取り車を購入し、
学校関係のし尿汲取り車を買取、
費用係、し尿汲取り料の合計を全部更正し、
小学校費に於て十八万五千円の更正を認め、
了す。修繕料三万円、器具修繕料を認め、
は来年行われ、東甲信越の放送大会のための
費用を今度追加に於て総額百二十万計といふ
一、これは北条小学校の放送施設の修繕料を
認め、備品費に於て五十二万八千円、理科
設備費を十万円、今句理振法による補助規定を以て
定むるに於て不足十万円を認め、
今回指定され、小学校は小学校に於て西小学
校、東小学校、神戸小学校、豊房小学校の四校を

当初予算におまして五十七万組んであるのです
さうに今回十万円追加したのであります。それか
ら視聴覚教育用器具費として四十二万八千円これは
今説明いたして放送教育のため本年度どうし
ても設置してあるのであります。大会に発表が不可
能でございます。北条小
学校で二十一万八千円。那古小学校で二十万円。テレビラ
ジオ。テープレコーダー。さういうような放送教育に必要
な器具でございます。

管理費におまして工事情員費三十二万円。放送室
整備工事費として五万円。これは（北条小学校の）放送室整備費でござ
います。電美配線工事費で十二万円。北条小学校十
万円。那古小学校二万円でございます。給水施設工事費
として十五万円。これは西小学校が九万円。畑小学校が六万円

中学校費におよぼすに十萬七千円、追加、備品費で二十四萬二千円、これは理科施設費として五万円、やけり、国庫補助、指定校として今回は一中が指定され、
六、一中は第一回目とこのための追加でござります、
視聴賞教育器具費として三十三萬二千円、これは二中の放送器具の購入費でござります、
管理費で賃金として三万円更正、これは先ほど説明した三委員会の更正したわけのござります、
工事請負費で五万円、
二中の放送室の整備工事費として計としたわけのござります、
す

高等学費におよぼすに百十九萬三千五百円、下計といは、
一、三、六、備品費、図書購入費といは、三、一、一、九、一、千、円、
今回、図書館法に基く補助が、館山高教に内示あり、
の、この半額、四、五、千、五、百、円、の補助金でござります、

市費負担の四万五千五百円を当初予算で計上しております
 一、教材費、そのうち更正して購入費に充ちます
 二、視聴覚教育用器具費として二十一万一千円を計上
 しております。来年度の放送教育の指定と並びます
 学校は小学校におまして北条小、那古小、中学で二中
 高等学校で館山高校、幼稚園で北条幼稚園、この五校で
 おります。管轄費におまして九十四万四千円を計上
 しております。工事請負費で電気配線工事費として
 一万九千円、これは放送教育のための配線工事費でござい
 ます。それ以外の商品標本室兼商品実験室新築工事
 費として九十万五千円計上しております。これは昨年
 年次引当として計上して国庫補助の対象にしておりますので
 今回工事を移行しようというものでございまして、二五坪
 で単価三万七千円を算定しております。

幼稚園費におきまして備品費で六万円計上しております。これは北条幼稚園のテレビの購入費でござります。公民館費で七万二千三百円 需用費の六万八千円 これらは本年度那古の修葺費が市に寄付されましてござります。それと那古船形公民館としてござります使用してあります。それがその運営費下当初予算に計上されておるものといたしております。今回そのための費用下、これとそれと計上してあります。でございます。 管理費で一万四千五百円 建物修繕料として、これは修葺費の修繕料でござります。

婦人会館費の修繕料として二万円計上しております。これは婦人会館の畳替等の修繕料不足分でござります。青年学級費で六万円、これは今回青年学級の国庫補助金に決定しております。初予算におきましては八万円計上してあるものでござります。十四万円に決定しております。

したのでその不足額の六万円ト計上したわけでございます
ます 設備費として二万円 備品費で三万五千元
ミニミニ一台と毛糸編機一台ト予定してあります

管理費で五千元計上いたしてありますがこれは西岬青年
学級、配線の不備によるところ。工事費でございます

図書館費で九万一千円ト計上いたしてありますがこれは先
ほど小學校費で説明いたしてました。宮分校、便下

図書館にもって参りましたのでそのための所費人件費
トミ、ト計上したわけでございます

社会教育費で五万円 今回県補助金というところにて今
年の館山市に労働文化講座の補助金八五万円決定いた

してそのための所要の経費ト計上したわけでございます
います 設備費として二万円 印刷製本費で一万円

借料及び損料で二万円 これは講習生の見学用パス借

と科でございませす

体育費が七万七千七百円更正の事、
万圓、これは体育大会の消耗品が不足の事、
代として計上して、自動車借上料三万圓更正、
品費が七万七千七百圓更正の事、
プールの用木器具として国有財産の松下ゆり予定して、
であるのでございませす、この寄付が航空隊の建物の中、
にございませすので航空隊と協議の事、
航空隊の方で大蔵省から所管監督之下して、
ら、その費用が、
ます。

福社事務所長(長谷川 玄治君) 社会及び労働相談員、福社事務所
関係について申し上げます。

今回私どもの追加額は二百四十四万九千五百六十四円、追加

でございます。そのおもむきは国庫補助の内定に伴う
予算措置でございます。内定は甲乙と分りますと保育
所費におきまして二百四万九千五百六十円計といたして
これは船形保育園の新設にかきまして国及び県の補助金
百五万円が内定いたしてあります。船形
地区に従来東京都児童学園に付属いたしてあります保
育園でございます。これは三十七年度中に廃止しようとい
うことになりてありますので教育委員会側と折衝の上保育
所として公営のものに設ける。そうして船形地区の児童の
健全育成下みる。こういうことにござりますのでその工
事費として二百四万六千五百六十円坪数は五五坪でござ
ります。第一年度は六〇名定員で三十七年一二年と
それ以後何人かの増設増員を行いたい。こういう考え方で
ございますが当初は五五坪で六〇名の定員で始めたいと

思ひます。その敷地も借りましての借料として一万七千円、手数料三千円、燃料費の更正はその賦課の一部に充てるために更正いたします。

八項福祉事業費としてそれだけ追加更正下してあります。追加下いたすものは、報償費として一万八千円、これは、嘱医と申して、商業医、私の方にお頼いで生活保護にかかっている人たちの診査下していただくわけになります。国、県、補助の対象にござります。各委員の手書きも増額させてありますので、一月一日から三千円増額下いたす。こう考へたものでござります。次の三万円は、現在の支出予定のうちの不足額と思われ、下の計上したものでござります。食糧費として一万円計上いたす。これは下月々々を予定すると私どもの方は六百五十円、食糧費では間に合いませんので、大体千五

十万市の社会福祉協議会に委託して開設して用立てい々、
ミウ考とてありす。 事実としては福祉協議会にありま
して昨年、九月からす、と肉體下みてあるわけですが今
国正判に国、対象となる心配事相談所、ミウいうことに切
換えるための費用をいす。 それから社会福祉協議
会、特別補助金二十万ですが、これは御承知かと思ひます。が
館山老人ホームが三九名の定員のところ、新たに増築してい
し、して七〇名の定員にいたす計画、工事も実施し
たわけをいす。 その結果、国の補助金が百九丁三
万円弱にあり、して、工事費が約四百五十円か、って
ありす。 そのための特に市から助成をい々、
ミウ陳情されたのでありす。 各市の会計規定、ミウ申
し、して直接市が老人ホームに補助する、ということは
好ましくないので、思いをいす。 老人ホーム設置の

とまの経過　そういうものから考えまして福祉協議会へ
から補助下さいまして福祉協議会から老人ホームに助成
下さいたいべく　こういうふうな形からとりたいと考えまして
併せて十万円計としておまいます。

一、項の国民年金事務取扱費として旅費三万四千元文
専責五千円計として　取扱費は保険料下徴収い
たりましての現状納税組合等のようなものもありまして
おまいますので自然各部落等におお徴収というから、こうに
おまいますのでおまいます。　この出張徴収大体一回やりまして
六千円位からおまいます。市民の便宜のためにおまいます得
下毎月おまっています。　その費用と申しま
す。取扱費の不足額三万四千元　それからおまいます。消
耗品費五
千円というものは若干のものおまいます。　これは現在使
っておまいます。

る臨時用人のやめども欠員補充として行くて何とか手かた
下合せたぬめのもうでございいます

厚生課長伊藤幸太郎君第々款の保健衛生委員につまして
申しあげます

総額にいたして四十五万五千余の追加でございいます
隔離病舎費におまして九万四千六百円これは当初
予定してございせんろーと患者輸送費の必要を委員
の追加でございいます

一口項の清掃費におまして三十八万一千円の追加計上で
ございいます。このうち特に御説明申してございと思
いますのは節の備料及び損料二十六万円でございま
す。これは御承知の通り正裁のし尿処理場のございま
す向。暫定措置といつてございまして尿の貯溜槽下考
えのわりでございましてごく個人所有の畑地等に

而も予—の希望協力者もあるようではなからぬ
それらの方々に協力費といふ—てある程度の借料
という点とで協力者に対して—て前費下もろ—てお
礼下差—るゆゑというふうな意味合いで考えて参りたい
その概算—二十六万と考へ実額—は、はようなゆけで
ないます。この三—節の補償金及び補填金の五万で
ないます。これは今申—るが—の暫定措置、貯溜
係、し尿—ります田畑、耕作物災害の補償金—予定
い—て個人、耕作物の補償—市に責任—もつてい
—ないといふゆけでないます。又、それ—の節にお
—て不足—見とみ—て合計—三万一千用の需用費
の追加—お願—たいといふゆけでないます。
。農務統計課長吉田耕—君考案を済費につ—て御説明
申し上げます。

今回お頼いしやうとするものは四百十六万三千円でございますが、そのうち農林関係につきましては百十六万三千円お頼いしやうとするものでございます。

農業委員会、職員給は事務費職員給の不足額下計といつて、次第でございます。

次の農林費のうち病虫害防除費にいたしました四百八千二百円お頼いしやうとするものであります。これはミカニ害虫防除に使用するビニールの天幕も購入いたしまして、この防除につとめたい、かように考えるわけでございます。大体本市におましては、一〇張程度のビニール天幕を購入いたしまして、この貸付による防除にいたしたい、かように考えます。大体一張九千六百四十円でございますが、この二分の一、果樹助成するにとり、あるわけでございます。また、これも果樹下の必要数量下果樹一括購入いたしまして

市町村へは該当数下配付する契約になつておりました
ので二分の一の必要額四万二千二百円下お願ひしようとする
ものでございます

次に園芸振興費でございますが委託料で三十五万円下
お願ひしております。いろいろ新市町村振興計画にも盛り込
ておりましたように従来球根関係の花弁につきましては
大体新潟県の輸入にまよつてまゝおぼわれておつたのでござ
います。が昨年来実地を視察いたしまして適地ごと
いふもつたところから補助下設けをいたしました。大体ア
イといふ考え下も、おぼわつておられます。大体ア
イリスにおまつて二分一程度反当六万円程度の委託料
その二分の一は県の委託助成 キニセニカにつまづては一
反五畝程度下見込みです。これ九万円程度下助成
いたす。二分の一も同様に県の助成を仰ぐ考え

のこりがあります。次に千ゴモ同じように進めたいとの
ように考えて大体三町五反程度下見之人で反当四千
円下助成しこの二分の一トヤケリ果の助成下待つこ
う考えております。果との話し合いもついておる現状で
おまいます。従って三町五反下必要とする
わけでございます。分の一十七万五千円これだけ果のウ入ると
考えて今回三十五万円お願いたします。
次に土地改良費でございますがいろいろ畑作振興事
業といつて三町五反下永年校討下加之をあるわけですが
なか／＼その進行度合も伸びております。せんが本年度
にのみ三町五反下畑作振興の一助として水滸調査下実施
いたしております。この考えてあるわけでございます。これに
つぎ三町五反も果の指導等により三町五反下果の助成下得
ました。その市費下投じ三町五反下調査いたしてこの

よろに考え今回調査委託料といつてお願ひしよ
うとするものでござります。土地改良費につまみし
ては総額六十七万円下お願ひしよ。そのおもな
ものは、さういふ申しあげて委託料が六十一万六千
円。この内訳をいふに、地元の電探調査事業の
委託におまじつて三万円程度、それに基いて、**鑿**泉
事業大体一〇メートル程度下用途といつて、また
鑿泉事業後におまじつて用水事業、こつと三つの
事業の委託におまじつて調査下実施のついで、かよ
うに考へて、今回六十一万六千円下お願ひしよ。これ
けいおいふに、その他の費用については、この**鑿**泉
調査下実施のついで、必要の経費を計上するに、次
第のござります。

次の一口款の統計調査費でござります。六万四千円の追

如下に頼いしやうとするものでござります。その内訳は
前調査費の報酬一万円、これは原則として五〇世
帯前後下一調査区として調査区を設定してあるわけで
ござります。そのうち五ヶ所程度の調査区に於いては九
〇から百世帯を越える調査区もあるわけにござります。
これもやはり原則的は五〇戸程度に二つに調査区に分け
て調査の定礎を下期してゆきます。このように考へまして
果の了解も得られまして、それで五調査区の調査員に対す
る報酬も、この計を以て従来七百五十円でござりました。が
果のこの調査員報酬が単価の値より下になりまして、八
百五十円とびりまして、その差額下二、三計を以てました。
賃金の五万四千元でござります。いろいろ商品調査等
の集計事務などにもござります。そので臨時にお頼いして
集計事務に當つて参りたい。かように考へまして不足額

計工いろいろありますが、以ておこなっています。

商工水産課長(吉田耕一君)八項の観光費におきまして今回

三百万の追加をお願いいたします。これは負担金補助

及び交付金において、固定公園事業に伴う地元負担といは

し、ましてお願いしてわけがございいたします。幅六メートル

五〇の道路一七メートル下もろりて大体継続事

業といつて、まして今年度果は施行する分は九百万で

ございいたします。その三分の一、三百万円下地元負担として

計上してわけがございいたします。本年度は大体七〇メートル

ルは施行する予定がございいたします。施行予定地がござい

ます。鉈切神社の横、樫山荘の南面から渡左間の果道

の間一七〇メートルが測量に入っております。本年度は

一二月頃着工いたします。明年三月完成の見込みがござ

います。全体の経費は約二十万がございいたします。よろしく

お願いいたします。

。総務課長（山口 実 君）九款財産責任について御説明申し上げ
ます。

財産責任として百三十六万六千円お願いたします。三八
節施設責任百三十万は、土地を購入しようとするのでござ
います。富士タイゼルの東方、水田に面する土地で
ござります。戦前には海軍寮といふ、まして夏季寮
がござります。でござります。とまよ／＼青年学級施設と
いふ、まして、に、ある建物、市で購入したのでござ
ります。その後戦争中住宅難のあり、この二棟の一、二坪
の家屋の中で戦災者が住居することになり、でござ
ります。その後、これらの住居者が撤去すること、長
い間懸案となり、でござります。従って、学校の方
から至急建物下処分してほしい、そこに新しい寮

下運てる計画があるからという事で再三長い間折衝してある。それでございります。市の方針といつて、この土地を購入するかわりに、市で適当な土地を斡旋する。こういう交渉により、一応百三十万でこの土地を購入することに決定したのでございります。

次に財産管理費に三節修繕料は当初予算で一六八十万円と想定したのであります。ボーターが焼けるとか、非常な修繕費をふえてすぐ、当初予算を廻すに八十万円消化してしまつたのでございります。また市の管理にている駐在所あるいは官舎ハウスの修理の要求が参つたのでございります。こういう状況の下に、今後の見通しといつて、一応最低の六万六千円を計上して、一六八十万の修理に充てようとするものでございります。

。税務第一課長多田俊一君（諸夫出金のうち徴税費について申し述べます）

備品費といつて三万一千円これは当初予算にお
まして徴収用自転車といつて三台分二万四千
円計といつて今回新々トスーパーカバ下購入といつ
まして機動力を發揮といつてといつものでござります
なお賠償及び償還金一万円これは前年度におりる
不足分をいふます

大項過年度支出金ニ九節賠償及び償還金といつて
まして五万円これは過年度分に対応するところの
助成還付金をいふます 主として法人税の還付金で
ござります 以上をいふます

。総務課長（山口 実君）支出金今回一追加額千五百五十万四千
三百六十円支出合計四億二千二百四万六千五百五十円

次に下へに移ります

公営企業及び貯蓄収入として百二十五万一千円運
物売却代金回方金五十万一千円計エいります
次に物売却代金として七十五万ピアノ売却代金二万
円 那古小學校へピアノでござります プリンスガロリア
の売却金六十八万 積り物自動車売却代金五万円は現
在學生課の所管の古い自動車処分のものでござります
す

七款国庫支出金で二百十九万七千五百七十円計エい
ります 児童福祉施設等設備費負担金の七十万
円は船形保育園新設負担金でござります 三節産
業教育施設負担金十九万四千円でござりますが高
等學校産業教育施設負担金としてまして館高の商
品標本室でござります 二ハに對する補助金坪当り二万

万圓見込人でおつたのでございまして、單価の改正によ
りまして倍額以上増加されたのでございまして、その
差額十二万圓計といたしまして、国庫委託金一万
二千九百七十圓、これは統計調査委託金でございまして、
八款果支分金九十九万九百圓について申し上げます。
児童福祉施設負担金三十五万圓は市立船形保育園新
設補助金百四十万圓の四分の一計といたしまして、
果補助金でございまして、三十六万八千九百圓、お願いい
まして、これは土地改良事業員補助金、心配事相
談所施設補助金、労働文化講座補助金、これは才出
に説明いたした、果の補助金でございまして、
果委託金十八万二千圓は統計調査委託金、園芸振興
委託金、これらの合計額才出の説明のあったものでござい
ます。

次に寄付金七十五万円見込みです。土木費に用います。

して十五万円 船形港地見寄付金十五万円 教育費

寄付金六十万円で済みです。 館山高枝商品標本室

建築費で済みです。 総額九十二万五千円 このうち

P T A 六十万円寄付するので計一億三千六百

次に繰越金について申しあげます。 今回千二十六万四千

六百七十円計一億三千六百円。 これで繰越金の計一額は

二千八百六十五万五千円。 これで前年度の繰越金を予

算化された額は八十五万八千七百三十九円と割ります。

雑収入の過年度収入十四万二千円は住所不定の生活保護

関係で市でつかえられたもの下果の配付された額で

済みです。

次に今回の追加額千五百五十七万四千三百六十円。 収入合計

四億二千二百四万六千五百五十九円。 収入不足差引一億

たいはいます

・議長(鴻貫壮作君)暫時休憩いたします

午後三時五十分休憩

午後四時一十分再開

・議長(鴻貫壮作君)休憩前に引続て今議下用をいたします

○三五委員(田順一君)公営住宅の建設に肉連して御質問いたします

ます

昨年にも市営住宅下作りをいたしましたし今回もまた引き続き住宅

下作りは進むわけでありますが、この給生活者の方々

住宅難はこれによつて緩和して貰えと思つてありま

すが、一段階下の、いわゆる所得、低額な者に対する住宅

難についてはまだ残されておる問題であると思つて

もちろん当面はこれに対するお考えや構想をお持ち

なごていふかと思ひます合せてそれ下所聞かせ願ひたいと思ひます。でまらむら来年度きりに計画下下ていていふか、まていと思つうです。とんじもんでございすうか。

・福社事務所長(長谷川 宏治 君)に答を申しあげます。

すての御懇談いへいた新市町村建設計画に私どもの方の關係で計画下いてありす。四〇年度で一六私どもは六百万、予算下もつて作ります。かように考えておるわけです。大体私どもが實地調査いたして、てこれはいのいそうかと、避病舎こついうふうな本来が非住宅のところに入つてあるのが、大体一〇〇世帯でございす。この一〇〇世帯の中であとありあえずどうしてもいけないうつうのは、ごくわずかでございす。地帯、状況から考えていす。私の方は住宅事情に應ずると思ひます。これは財政的の關係が

ありますのでござるだけ早く実地いらいと考えて
て下ります。果年度ということはお下へしいのではな
いか。私どもの考え方としては二種の住宅には相当低二
者も入ることだござる。さういうふうな考えて下ります
がとりあ之下すぐ作らなくとはいけないうもつは
数少ないのではないうか。さう実態調査の上から判断す
いらして下ります。黙政の許す限り御希望にお応え
する。さういう考えでござります。

○五 春(脇田 順一 君) さういふの御説明に下りますとあまり
困ってはいないというふうな御回答のようですが最近長
谷川君のところに教世帯進出されて困ったということで
お難いごでござるはずであります。それ下入れるわけ
にはないかという返答で帰された話し下その人々も
う聞いているのであります。先日も総務課長の話

の中まで行く海星寮のあそびにも相違ある人まで
あつた。おしやるのはおそらくだつて入れてあるという
階層のもの下意味して一ニ〇世帯というのと下でそれ
てあると思ひます。全然さういうものでない。長屋
のようなもの。でちやんと家賃下と、でさうして安直な
もの下望んであるのです。さういう階層は相違あり
ますよ、坂は入つてあるところはどうやら入つてある
けれども事實果の方へ危険だからでろといわれり
あるいはボスのようになつていてあつておつても入れない
というのとで秘んである。もう少く詳細に御調査願
つて早急に実務方下要望して質問下打切ります。
の福祉事務部長(長谷川 宏治 君) にお答之するに、
れませんが、確かにさういう話にはおひきません。私ども
かう申してあげますれば、あまりに幾ら税金下でしている

とい、なみちうちよ、と甘下ぶるといふような点も考之
うれます。私ども、方を入れた可いといふことでなく、あは
は果の施設ですし、果をすでにとりこめすために退去
を指示しているわけでございます。

今入、まああるけれども、家もよくでらぬ、こゝうい
う者もついてはそのまゝ、黙認の状況で続けてあります。が
新に入るといふことは絶対可し可い、こゝう果の指
示はあ、そのまゝで私どもそれに従つてあります。一筆位
前に入つては可いけれども、なうないといふことで立退料
までもう、まああるような方で最後に私どもの方
まゝように入つてあります。市としてさういうサービ
スをするといふことは承知してあります。いろいろな経
過から出たわけは、なといふことでござります。

。二回養田義男君(農畜統計課長)に便向いたります。が、畑

地灌溉の水渠調査でございますが、これは今までしばしばやっておりますのでございまして、その成果については御説明も願うと同様、この水渠調査は大体どのような地区下どのような方法で、またどう活用していくかという点について、将来の見通しについてお答之願います。農務統計課長(吉田耕一君) 過去三年にわたりまして実施いたしました概況を申しあげます。

最初三四年に実施いたしました地域は、神戶の洲の宮と布沼の境で、實際、ホーリニカ下、いづれにわけても、います。予算等の関係から、わけても、貧弱なホーリック調査によりまして、結果といたしまして、失敗に終つております。二年目に行いまして、布沼地区でございまして、その方の権威者でございまして、と、ころ、鈴木博士の電探調査で、大体一七、八町歩を、実施いたしました。

その電探結果に基づきまして大体この付近が適当
かという結果に基づいて而沼地区下指定いまして
そこで下ボーリニグイローのわけでござります。その深
度は大体一四〇メートル下目途に実施いたしましたわけ
でござります。その結果表は届いておりましてござ
ります。持っております。大体可能性はあられるけ
れども、この位置では畑地灌溉しやるような十分な水量
は認められない結果でござります。しかし六〇メー
トル^(水深)には相当な水量があるけれどもその程度で強
く水をとるといふゆゑ付近の井戸水深に弊害を伴
うということへういまして畑地灌溉には適当でない
という結果に終つてあるのが現状でござります。
本年度あそこ付近の河川の流水状況を果の耕地課
から調べていまして本年度のこの陥没でござります。

昨年度実施いたして、その結果、而して沼の地域は西岬に参り
ます。県道から一〇〇メートル位入ったところでは、いまだ
たところ、本年度実施しようとする地域は、それより
も、と下流の海に近いか、というところ、一応、新定地と
いって、いまだ進めておりません。その流水利用という
面と合せて、あそこにある小沼川という川が、一番、水量
が、あつたので、いまだ、早天の九月中旬には、あつた
としても、町歩程度の畑地灌漑には、まだ、いまだ、得る水量
が、あつた、という現状も、お同いして、あつた、です。で、本
年度、予定して、あつた、です。

○三四 菱飯田 義男 君 次は、ベキ、カー、について、お同い、い、た、
です。

大田市は、学校等、下や、あつた、です。が、一台で、十分、間に、合
います、と、の、程度、現在、運行、して、あつた、です。その、状況、下

回答と願ひをい

○厚生課長(伊藤幸太郎君)現在一台の車で約三〇ヶ所かへりまうす公共便所その他公共施設の汲取り下や、てお
りまうすが大体過去一ヶ月間、様子下みまうすに場合
この程度ならば一台で当分まかひるのでは可いかという
目通し下つけておりました。将来の問題はいろいろござ
います。ようければとも現状におまうす。ては当分の間一台に
で公共施設のもの下汲みと、て処分する方針で進みます。い
こいうふうな考えておりました。

○三五番(里川佐太郎君)市長にお尋ねいたします。

し尿処理問題ですが、この土地使用料二十六万支出する
ようになつておりました。し尿処理場この問題は、重
要緊急下果する向題であらうと思ひます。が、そ
れにつまづいて各週差の目通し下つて御説明下

類います。

・市長(田村利男君)の、副題につづき「市として最も熱心なや・てあるわけをこまいますが見通し」といふことには市はあくまでこれにやるまでである考と下も、それります。 たいま中だかみと申します、西岬地区並びに館山地区漁業会 あるいは長毛さんの連中が平砂浦吉田課長、い、小沼川の下流たい、場所があるかう、い下漁業会並びに有沼地区、説得が大体でまそうであらうといふことでもし、がうまくい、ならそう、ちに変更する意思があるかないかというふうなことでございす。 市はそれの答えませんかとにかくあんなに市に協力して、候補地を見つけてくれるならば市はそれですということは市長直ちに返答でますせんが十分考慮しますから一生懸命土地の相持

況下お伺いしたいと思っております。

教育長（工藤和平君）今視聴覚教育というお話でありました。私ども放送教育というのであります。放送教育と視聴覚教育の違いは文字通りラジオテレビを中心とした教材のあり方でござります。視聴覚は更にはスライド幻燈等というものと含めまして、もとよりこの範囲の教材というところでござります。そこで今回、関東甲信越放送教育研究会というのはお話しのように、放送教育と視聴覚教育の二本まで一都八県が回り持ちで研究の公開下続けられておるのでござります。館山市は千葉県が三七年度の開催地という指定下受けました。関係で県の関係者が館山市が一参いらんが条件が具備してある。ぜひウケてくれ。こういう懇請下受けをわけでござります。私ども考えます。

の正直申しましてこれは黒板と白黒だけで研究
 公開のできることにじゃございませんで施設が乏けは
 発表はできません。そういうわけで実は二の足下踏ん
 だらけでございまして。今日のテレビラジオの進歩とい
 いますの普及はこれ下考えましてまにわくの生活
 へ切り離すことばでござい、こういう観点に立ちま
 して文部省も新しい教育課程に放送教育ないしは
 視聴覚教育下とりエつておるといふことから引まう
 けなわけでございまして。あここの、分としては幼稚
 園小学校 高等学校 幼稚園へは高等学校まで一
 貫した放送教育の理解を促して小学校だけでは
 二校割り当て、くれ、こういふことでありまして大体
 視聴覚教育放送教育下ゆすかむがうでも本市にお
 いてや、ておる学校は、この機会に前進しようという

熱心の校長にいらに話し合ひ下りて先ほど説明
申し上げましたように北条幼稚園那古小学校北条小
学校二中館山高校に選定したわけでございます
東東甲信越放送教育連盟会から指定をうけま
て本年七月三日、四日館山市において公開するといふこと
でございます。そこで予算関係で最小限度備えつ
ける費用下ださせましてその概計百二十万といたすわけ
でございます。なお現在いろいろ必要であります放
送室あるいは拡声機、幻燈機等の施設が必要であり
ます。けれどもとりあえずテレビの現有状況下調べま
すところ、那古小学校が一つ、北条小学校が親子で三台、
二中二台、北条幼稚園二台でございます。NHKで
貸してくれるのが北条小学校が二台、二中、北条幼稚園お
の／＼一台、さらに今度予算が御参議をうけま

なうばマラカニ台にいし一台下加えマラて各学校とも三
台にいし四台のテレビ下備えてやりたい。こいうことで
ござります。

九番(吉田)耕治郎君マラ今、の説明でよくわかりマラた。
要するに当面の向題としては千葉県が持ち回りで三七
年度番である。ゆえに放送教育視聴覚教育という
もの、モデル校下選定マラた。こいういう御説明であ
ると解釈マラた。この向題については当然必要欠くべか
らざる向題であらうと私は思うのであります。
指定各学校ともある種の寄付下つりあるいは
財源の捻出方に廃品回収下し。こいう方法でも、
て及蘭するところによるとマラりマラりにも放送教育
と申しまら。こうか。こいう方面に学校は力下入れて
あるマラ。こうか。こうか。マラ。マラ。三七年 千葉

果は吉譽にシテ選定されハ學校は充定して而と残ラ
ルハ學校にツいて今後當然設備が必要と思われマシ
それハツいて教育長さんハ今後、道の方下どうお考之ハ
ござリマシカ。

・教育長(工藤和子君)この問題先ほど申して来マシタように指
導要領にもするに抽出されてマシマシ。で各學校にあ
る程度施設していかンケルハ分らぬということ下感
じてマシマシ。従いまして将来予算とくらみ合セマ
シてこれハ實現下期といマシ。

・議長(嶋貫杜作)區議案第一五号討論有罪原案通り決定
いらマシマシ。即ち議決といマシヤンカ。

(原案議決)と呼ぶ者あり)

・議長(嶋貫杜作)即ち議決と認めマシマシ。
よって同案は原案通り決定いらマシマシ。

議長(鳩貫壯作君)日程第一七議案第八九号下と程いまして

(書記 朗読)

議案第八九号 館山市議会議員会条例の一部を改正する条例の副

定について

議長鳩貫壯作君 議案第八九号討論省畧原案通り可決するに

御異議ございませんか。

(「異議ございません」と呼ぶ者あり)

議長鳩貫壯作君 御異議ございませんと認めます。

よって同案は原案通り決定いたします。

議長鳩貫壯作君 日程一八伝染病隔離病舎組合議会議員の

選挙下議題といまして

去る九月二十六日付文付りました。伝染病隔離病舎組合
合理約第六条の規定に基づいて本市議会より六名の組合

議會議員下選挙することになつております。

これより組合議会の議員の選挙下に行きます。

おほい、い、い、い、い、い、選挙の方法は指名推選の方法に

よることになります。御懇議のさいませんか。

(「懇議」)と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壯作君)御懇議と認めます。

よ、よ、選挙は指名推選と決しました。

重ぬくおほい、い、い、い、い、い、指名の方法は議長におい

て指名することになります。と思ひます。これに御懇議

のさいませんか。

(「懇議」)と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壯作君)御懇議と認めます。

よ、よ、議長においで指名いたします。石井孝君、鴻田

繁君、田中禄郎君、山口孝三君、山口康君、鴻貫壯

作、おはかりいたす。以て夫人下伝、沐木病隔離病舎
組合議會議員へ書送人と定めらすこと、御懇議のふい
ませんか。

(「懇議」か」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壯作君)御懇議「」と認めらす
よって以上の通り決定いたすこと。

議長(鴻貫壯作君)日程第一九議案第八六号「」工程いたす
ます。

(書記朗読)

議案第八六号 土地の購入について

総務課長(山口 貞君)議案第八六号について御説明申しとす
ます。

同面下脚覽願います。この斜線の部分に購入いたす

了すものであります。購入しようとする土地の中、市有
建物に＝標記をいしてその建物の中に一七世帯約
五七人庶民住宅の形で居住してあります。一六この
建物に付随する建物、市で購入して、一七として建物と
土地、市で管理しようとするものでございます。

購入先、島川徳一となり、てあります。これは豊昭学園
の校長でござります。この先生が戦争までこの土地
に毎年旅泳に参るものでございます。校長先生もせ
いあの土地の昔のようになさるべくして海水浴下
り、この土地の要望が毎年、ちかあ、たのびすが
市といつても、これも、住民、下進出すわけにいか
ず、水、向きの問題に悩んでおるものでございます。これ
の解決策といつても、この市といつても、一六、
一七、学校、市の市でも、て替地下、回転する、このい

ハ形で交渉し進めてきたのでございます。代
替地の予定も決定いたして先だつて豊林省のう
代替地の敷用許可が参つたのでございます。そこを一応
交渉過程におけるこの土地の坪数二千百円強であり
ます。この程度の価格が適当だと思つて百三十一万
円でこの土地を購入しようとするものでございます。

一五番(鳩田 繁君)御説明によりますと亀川さんです。か
豊昭学園の校長さんだということはお聞きました。か
がその方の個人の所有になつておるんです。信用で
買うのか。また法助にもそれだといふのか。

。総務課長(山口 実君)こゝに掲げましたのは台帳に登録さ
れておる代表者、名前前掲したものは台帳に登録さ
されたものと法人ということも大きく私立学校であります。
す。で校長先生の名義でも、この土地を購入した、

こういうことではございませぬ。学技といふは――了りてはこ
の名前で結構である。こういうことではございませぬ。

。一五番(鴻田 策君) 十分考慮してや、ていす。ついでにと思ひ
ます。

。議長(鴻田 策君) 議案第八号 討論省恩 原案通り 決定
いす。す。に御異議ございませぬか。

(異議 横 万一) と呼ぶ者あり

。議長(鴻田 策君) 御異議ございませぬと認めます。
よ、て同案は原案通り決定いす。す。

。議長(鴻田 策君) 日程第二。議案第八号 下上程いす。す。

(書記 胡 説)

議案第八号 館山市公営住宅新設工事請負契約の締結ト

ついで

の建設課長(新井重助君)議案第八七号について申し上げます。

本案は一種住宅ニテニ種バニ一戸計ニ三戸トシ、て取ります。

選てる位置は昨年度に引戻りまして大蔵省所管の土

地でございまして一応お下りの程度もつましてござい

で今回計としてございまして、昨年は四月の中ばに合

計検査委員が参りましてございまして本年は特に急いで仕事に

かゝるといふこととございまして、昨年もり今回早く

提案の通りです。

入札は九月一六日 錦山工業株式会社 計工務店 田辺工務

店 山崎工務店 宇山工業株式会社 富士土建株式会社

高橋工務店 関工務店 石井工務店 渡辺政男の二名下

選定してございまして入札の通りとしまして、八百六十五万

円が最低でこの渡辺政男と契約したいというもので

ございまして。

九番(吉田勇治郎君)の土地の松下ダゲの問題についてお
伺いしたいのですが当初予算に二白一十万組んで それ
から追加予算で九十八万組んであるというところ一戸当り
の土地はどの位みてやってみて下さいませんか これは区切つて
払い下つてしまつてはどうかという計画性がある場合
年度建て、今年度建てるといふ計画性があつた場合
には手続がエイウクのを要するから、さういう一括して
払い下つてまいりませんか その点下にお伺いいたします。
建設課長新井重助君もろろん私もは一括して購入した
いのです。公営住宅の規則からいへば、一戸一戸で入居用
の公営住宅工事があるには三ヘクタール以上の土地に建ち、
さういふふうな計画を張り出すと前もって買ふところの
おいて、一戸一戸の戸についてはその年度に限りという
ことになり、ておりますので毎年買ふということではな
い

ます。それらの各家の坪数でございまして、これは隣家
との間隔、さういう関係もございまして、一戸当り四三三坪
下標準にやましてあります。なおこの土地は約一〇〇坪
必要なんです。が、今回園地の方から内本では、マリして
こと、はわいませんが、今月一ぱい、通知下です。さうと
いうことで、それならば、入札下急ぐからということで急い
だりけでございまして、

なおこの中の道路下縦横、とりまして、相当地下
と、このでございまして、一戸当り二五、六坪程度でござい
ます。以て、

。九、吉田勇治郎君、さうして、当初の計画から三戸不
え、そして九十八万の追加、当初の計画二百二十万と、ち
と、バラニスバ、といふ、さう、思ふので、一戸当りの
所要量下、幾らかと、石同、する、ゆり、です、

運設探長新井重助君先ほど申し述べましたようにおのれの下
価格が評数は三三作でございますがおのれの下価格が
若干値上りしたために論体的に金がおのれの下価格が
少でございます。おのれの本目一六日の価格、決定は勸業
銀行のウチを以て決定いたしました。

二番(山本昇君)工事、請負で先ほど指名競争入札した一、業
者集めてヤ、バというお話しでございますが私どもよくと
ころとよくすると建築、単価というも、が公営住宅は低
いので業者をやりにくくてもやれないというのと下しはし
ばおのれの下でございます。そこで今日臨時国会におおまか
ても補正予算の提出の一つ、あれといつておのれの下公営住
宅の単価のりまエバというのとが大まかうたわれまして
それ下廻りで周で審議してあるというのと下しはして
おのれの下でございます。八百六十万というものがどう

い、な、こ、と、下、合、ん、で、幾、ら、の、単、価、下、エ、グ、レ、シ、ョ、ウ、が、や、な、か、
あ、る、い、は、従、来、の、ま、じ、で、や、な、か、が、そ、う、点、下、取、ま、て、い、て、い、ま、す、
な、い、

・建設課長新井重助君)これは毎年のことごとくふいふして三六

年度に取ります建設基準額坪当りの単価一種で二

万五千四百円程度 二種、場合は二万二千九百円程度

これが基本単価です。これははとうていであらうといひ

各方面下掘りました。これが資材に取ります。四割以上は

より大工その他に取ります。ても上にあつた。坪

当り三万八千円位でや。てあります

三四番飯田義男君)契約の方法でございしますが原則にの、

と、う、な、特、例、に、の、と、こ、で、や、つ、て、あ、る、よ、う、で、い、ま、す、が、

これは一口業者以外に希望者はな、か、な、か、その点につ

いて傾向はあります

議長馮貫壯作君御座議事と認めます

よ、よ同業は原案通り決定の事とす

議長馮貫壯作君日程第一議案第一号下工程の事

(書記朗読)

議案第一号 乗用自動車の新入について

。務務課長山口定君議案第八号について御説明申しとす

千前中七号議案の事よりして売却しようとする自動

車、代りたの一九六三年型プリンスがかりア下百三十三

万円で千葉プリンス自動車株式会社代表取締役社長

金村忠一より請入しようとするものでございます

購入価格百三十三万円の御説明でございますが一九六三

年型のプリンスは百十五万五千円でありまして

に今までの自動車にははなからスクラップ十七万五千円

で設備し合せて百三十三万円となるのでござります。

・三四番(飯田義男君)議案の申しおしおしおし適当でないので申し上げ

ます。

百三十三万というグロリアははいわけのりてこ、にルムクリー
ラー付とーてないとあとで誤解下まゆくと思ふのです

か。

・綾方課長(山口史君) そのように返めます。

・議長(嶋貫壮作君) 議案第八号原案通り決定いたします。

御異議ございませぬか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

・議長(嶋貫壮作君) 御異議ございと認めます。

よって同案は原案通り決定いたします。

次下もらうして全議案下議了いたします。

といたして九月定例会下肉会いたします。

午後五時五分開会

昭和三十六年九月三十日

右会議の次第下録し、に署名す。

館山市議会議長

原中孝太郎

同 署名議員

鈴木 友彦

同

嶋田 繁

